

建築CPD情報提供制度の認定プログラム（予定）【5単位】

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会（全構造編）

主催：（一社）鳥取県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
共催：（一財）日本建築防災協会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定及び復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の可否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

令和4年度に新たに編集した別冊資料をテキストに加え、最近の研究動向、近年の被災事例調査報告及び適用例等、最新の知見や判定方法の考え方などを含めた講義となり、この被災度区分判定基準・復旧技術指針は、令和6年能登半島地震を始め、過去の地震においても活用されています。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には（一財）日本建築防災協会より技術者証（有料・カード式）が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載され、地震被災後に被災度区分判定や建築相談などに活用されています。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用されます。

※今回の講習では、「令和6年能登半島地震の被害を踏まえた「木造建築物の被災度区分判定及び復旧における留意事項」講習会」（令和7年1月開催。主催：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付）の講義の一部を特別講義としてご受講いただけます。

令和元年度に本講習を受講し、技術者証を申請した方は令和7年3月末に有効期間満了となります。技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は、本講習会を受講のうえ申請が必要となります。

- * 技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。
- * 建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。
- * 技術者証の発行等は、特別講義を受けない方も対象となります。

記

主催：（一社）鳥取県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
共催：（一財）日本建築防災協会
後援（予定）：（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会

1) 受講対象

新規の受講者（建築士、被災建築物応急危険度判定士、建築・住宅行政担当者など）又は受講済みの方で技術者証の更新が必要な方。（技術者証の有効期限は5年間のため、令和元年度以前の受講者の方が該当）

なお、技術者証の発行並びに名簿への掲載対象者は建築士（木造建築士の対象構造は木造建築物のみ）の資格を有する者とします。

2)講習日・定員・会場

講習日	会場	定員
令和7年4月16日(水)	伯耆しあわせの郷 大研修室	60名

3)受講料について ※技術者証発行手数料は含みません

(一社)鳥取県建築士事務所協会会員 5,500円(税込)
 会員以外 8,140円(税込)

4)使用するテキストについて

- ① 必須 別冊資料 4,000円(税込)
- ② 任意 2015年改訂版震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 7,920円(税込)
 ※すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にお持ちください

5)技術者名簿掲載及び技術者証の発行について

技術者証発行手数料 1,100円(希望者のみ、送料・消費税込)

受講修了された建築士で希望者には、技術者証(有効期間5年・令和12年3月31日まで)を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は(一財)日本建築防災協会から発送されます。

発行希望の場合は、発行手数料を受講料に加算してお支払いいただき、受講申し込み時に「発行申込書(別紙1)」および写真1枚を添付してください。

※写真サイズは幅24mm×高さ30mm、写真を提出していただく場合は裏面に氏名を記入、データの場合はjpeg形式でファイル名に氏名を入力の上、お送りください。

《ご注意》

- 今回の講習は、令和6年度に実施した扱いとなります。
- 従って、技術者証有効期限は令和12年3月31日までとなりますのでご了承下さい。

6)建築士事務所名簿への掲載

技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、(一財)日本建築防災協会ホームページに掲載、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の協力要請等の資料として活用します。

掲載希望の場合は「掲載申込書(別紙2)」をご記入の上、受講申し込み時に添付してください。

《参考》受講料等まとめ一覧(税込)

受講者別	受講料	必須テキスト (別冊資料)	任意テキスト (お持ちの方は不要)	合計
会員	5,500円	4,000円	不要	9,500円
			7,920円	17,420円
会員外	8,140円		不要	12,140円
			7,920円	20,060円

※技術者証の発行を希望される方は、上記の合計欄の金額に1,100円を加算して振り込みをしてください。

7)講習内容

受付 9 : 30 ~

時間割	講習内容	講師
10:00~10:05	挨拶・目的	鳥取県建築士事務所協会会長
10:05~10:25	被災度区分判定の考え方(約20分)	動画講習
10:25~10:30	(休憩)	
10:30~12:00	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説(約90分)	動画講習
12:00~12:50	(昼休憩)	
12:50~14:20	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説(約90分)	動画講習
14:20~14:30	(休憩)	
14:30~16:00	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説(約90分)	動画講習
16:00~16:10	(休憩)	
16:10~17:00	令和6年能登半島地震における建築物被害の解説および被害に即した被災度区分判定(木造)の留意事項の解説(約50分)	動画講習

8)申し込み方法

受講料、テキスト代等(技術者証発行希望の場合は1,100円を加算)を下記口座にお振り込みの上、**受講申込書に振込控えの写しを添えてメールまたはFAXにてお送りください。**なお、振込手数料は各自でご負担願います。欠席の場合でも返金は致しません。

【振込先】

金融機関:山陰合同銀行鳥取県庁支店
口座番号:普通 2199538
フリガナ: シャ) トットリケンケンチクシジムショキョウカイ
口座名義:一般社団法人鳥取県建築士事務所協会

振込票の控えを領収書に替えさせていただきます。また、**受講票は発行しませんので、講習会当日、遅れずに会場へお越しください。**(受付9:30~)

9)締め切り日 令和7年3月31日 ※定員になり次第締め切ります

10)講習日に持参するもの(③~⑤は希望者のみ。本案内の5)と6)をご参照下さい)

①筆記用具等、②昼食、③発行申込書(別紙1)、④写真1枚 ⑤掲載申込書(別紙2)

※テキストは会場にて配付します

※2015年改訂版テキストをお持ちの方はご持参ください

※昼食は、当日の受付時に弁当を予約することもできます

お問い合わせ(申込先)

(一般社団法人)鳥取県建築士事務所協会

〒680-0022 鳥取市西町2丁目102番地

TEL: 0857-23-1728 FAX: 0857-21-6112 mail: jim31@kdt.biglobe.ne.jp